

賃 貸 借 契 約 書

1. 賃 貸 物 件 名	阪南市公共施設等LED照明器具																
2. 保 管 場 所	阪南市内各施設等（10施設等）																
3. 賃 貸 借 期 間	各施設毎に納入及び検査が完了した翌月初日から120か月間																
4. 契 約 期 間	契約締結日～賃貸借期間満了日																
5.	契 約 金 額 (月 額)				十億				百万				千				円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額																
	「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に10/110を乗じて得た額である。																
	内 訳	別紙のとおり															
6. 契 約 保 証 金	(阪南市財務規則第119条第 号の規定により免除)																
7. 適 用 除 外 条 項	第13条から第16条																

上記について、発注者 阪南市 と受注者 ○○ とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項（適用除外条項は、上記6のとおり）により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本書について電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を作成する場合は、発注者及び受注者が電子契約システム（発注者が指定するものに限る。）を用いて電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行い、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

※電子契約の場合は電子契約システム上で入力されるため上記「令和 年 月 日」は空白に置き換える

発 注 者 住所 大阪府阪南市尾崎町35番地の1
氏名 阪 南 市
阪 南 市 長

受 注 者 住所
氏名

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の賃貸借契約に関し、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、別紙の仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の賃借物件（以下「物件」という。）を発注者が指定する日（以下「設置期限」という。）までに、契約書記載の保管場所に設置し、契約書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）中、発注者に、当該物件を賃貸し、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 発注者は、物件の設置に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は当該指示に従い、物件の設置を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、物件を設置するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(誓約書の提出)

- 第3条 受注者は、阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことを表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(物件の管理)

第5条 発注者は、物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 発注者は、故意又は過失により、物件が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、受注者の指定した期間内に、発注者の負担により原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

3 天災その他の不可抗力又はその責めに帰することができない事由により、物件が滅失若しくはき損したときは、発注者は、その事実を遅滞なく受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、物件の修補、交換又は代替物件の設置等物件の損害に係る費用は、発注者の負担とする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、物件の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、物件の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 前2項の規定は、受注者が、物件の全部又は主たる部分を物件納入業者（納入する物件に関して当該賃貸借契約に先立ち発注者と約定を締結した者をいう。）に委任し、又は請け負わせる場合においては、適用しないものとする。

4 受注者は、第2項の規定により、物件の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その第三者が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その第三者との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

5 受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者を、暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、発注者は受注者に対して、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、この契約の解除を求めることができる。

6 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(条件変更等)

第7条 受注者は、この契約を履行するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。

(2) 仕様書等の表示が明確でないこと。

(3) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見

したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により、仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、受注者と協議の上、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等の変更）

第8条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約の中止）

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約の中止の内容を受注者に通知して、この契約の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による設置期限の延長）

第10条 天災その他の不可抗力又は受注者の責めに帰することができない事由により設置期限までに物件を設置することができないときは、受注者は、遅滞なくその理由を明示した書面により、発注者に設置期限の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約期間を変更するものとする。

（発注者の請求による契約期間の短縮）

第11条 発注者は、特別の理由により契約期間を短縮変更する必要があるときは、契約期間の短縮を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約期間の変更方法）

第12条 契約期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

2 前項の規定による協議については、契約期間の変更事由が生じた後（第10条の場合にあっては、発注者が契約期間の延長の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が契約期間

の短縮の請求を受けた後)、直ちに、開始するものとする。

(契約期間の延長)

第13条 契約期間満了の日の60日前までに、発注者と受注者のいずれかが契約期間の延長を行わない要件に該当しなかったときは、契約期間満了の日の翌日から起算して1年間、同一条件をもって、この契約を延長するものとし、この延長期間の満了の日以降も同様とする。ただし、この延長は令和●●年●●月●●日までを限度とする。

第14条 発注者は、前条に規定する契約期間の延長を行わないことの要件は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 契約期間の延長をしようとする期間にかかる発注者の歳出予算措置が講じられる見込がないとき。
- (2) 受注者が破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立をし、手形交換所の取引停止処分を受け、又は支払停止をしたと認められるとき。

(契約延長の適用除外)

第15条 発注者は、第13条に規定する期間経過後、同条の規定による延長後の契約期間開始日の前日までの間において、受注者が発注者から入札参加停止又は指名回避を受けた場合は、契約期間の延長を行わないことができる。

(契約期間延長を行わないことによる損害)

第16条 発注者は、第14条第1号の規定により契約期間の延長を行わない場合について受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 第14条第2号及び前条の規定により契約期間の延長を行わないこととなった場合において、このことに起因する損害について発注者と受注者の双方とも相手方に対して、その賠償を求めないものとする。

(契約金額の変更方法等)

第17条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

- 2 前項の規定による協議については、契約金額の変更事由が生じた後、直ちに、開始するものとする。
- 3 この契約書の規定により、受注者に損害を及ぼした場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(物件の表示)

第18条 受注者は、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、物件に受注者の所有である旨の表示をすることができる。

(一般的損害)

第19条 物件の設置の前に物件の設置を行うにつき生じた損害(次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 物件の設置を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不適当であること等、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他物件の設置を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約金額の変更に代える仕様書等の変更)

第21条 発注者は、第7条から第9条まで、第11条、第17条又は第19条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

2 前項の規定による協議については、前項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた後、直ちに、開始するものとする。

(設置等の完了の確認)

第22条 受注者は、物件の設置等（第1条第2項の規定による物件の保管場所への設置及び第5条の規定による修補、交換又は代替物件の設置をいう。以下この条において同じ。）を行ったときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、受注者の立会の上、受注者の行った物件の設置等について確認を行わなければならない。

3 前項の確認の結果、設置等に関し、この契約に違反した部分又は仕様書等の記載内容と適合しない部分がないと認められたことをもって、当該物件の設置等の完了とみなす。

4 前項の確認の結果、設置等の全部又は一部に関し、この契約に違反した部分又は仕様書等の記載内容と適合しない部分が認められたときには、受注者は、自己の負担により、発注者の指定する期日までに当該物件の設置の手直し、又は物件の交換、改造若しくは修補を行わなければならない。この場合において、当該物件の設置の手直し、又は物件の交換、改造若しくは修補について、前3項の規定を準用する。

(契約金額等の支払)

第23条 受注者は、前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の確認を受け、物件の設置等を完了したときは、仕様書等に定めるところに従い、契約金額等の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額等を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の確認に直ちに応じられないときは、同条第1項の通知を受けたときから当該確認をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約金額の計算）

第24条 契約金額を月毎に支払う場合において、設置期限の変更又は契約期間の変更等により、賃貸借期間の開始日又は終了日が、月の途中になったときは、その月の契約金額は、日割計算とする。

（第三者による代理受領）

第25条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第26条 受注者の責めに帰すべき事由により設置期限までに物件を設置することができない場合において、設置期限後相当の期間内に設置の見込みがあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して設置期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額のうち契約期間の開始月の契約金額に相当する額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が指定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）の割合で計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第23条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の任意解除権）

第27条 発注者は、次条又は第29条の規定によるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、賃貸借の終了した期間に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の解除権）

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することが

できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第4条の規定に違反して、この契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。

(3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないとき。

(5) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号における場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前項の催告をしてもこの契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(10) 第31条第1項の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

(11) 第6条第5項の規定により、発注者から下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。

(12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして

いると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 第6条第2項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちにこの契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

第29条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により、課徴金を納付すべき事業者が第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提訴されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提訴されたときを含む。）。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

(6) 第6条の規定に違反したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第30条 前2条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権)

第31条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第12条第1項、第17条第1項及び第21条第1項に規定する協議が、相当の期間が経過してもなお整わないとき。

- (2) 天災その他の不可抗力によりこの契約の履行が不可能となったとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
- (解除の効果)
- 第32条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。
- (発注者の損害賠償請求等)
- 第33条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。
- (1) 次条第1項に規定する契約不適合があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は違約金として、契約金額の年額相当額の100分の10に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- (1) 第28条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定による違約金の支払は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで支払遅延防止法の率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 6 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払遅延防止法の率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。
- (契約不適合責任)
- 第34条 発注者は、第22条第3項の規定による設置等の確認の日以降、この契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き受注者に対し、借入期間中、修補、代替物

の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) この契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(損害賠償額の予定等)

- 第35条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の年額相当額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、この契約が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第29条第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第29条第5号に該当したとき。

- 2 受注者が第6条第1項の規定に違反し、物件の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は賠償金として契約金額の年額相当額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合において準用する。

- 3 前2項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(保険)

- 第36条 受注者は、仕様書等に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(補則)

- 第37条 この契約書に定めのない事項及びこの契約書の解釈に疑義を生じたときは、その都度、発注者と受注者との間で誠意をもって協議の上、解決するものとする。